

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 金 順姫 様 〒460-0003 日本国 愛知県名古屋市中区錦2丁目13番19号 瀧定ビル6階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>
出願人又は代理人の書類記号 300321-W0	発送日 (日.月.年) 07.04.2020
国際出願番号 PCT/JP2020/006486	国際出願日 (日.月.年) 19.02.2020
国際特許分類 (I P C) H04B 17/18(2015.01)i; H01Q 1/50(2006.01)i; H04B 1/04(2006.01)i; H04B 1/18(2006.01)i; H04B 1/3822(2015.01)i FI: H04B1/3822; H01Q1/50; H04B17/18; H04B1/04 Z; H04B1/18 A	優先日 (日.月.年) 27.03.2019
出願人 (氏名又は名称) 株式会社デンソー	

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 04.03.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 大野 友輝 5K 4685 電話番号 03-3581-1101 内線 3556
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-5, 7-8	有
	請求項	1, 6	無
進歩性 (IS)	請求項	5	有
	請求項	1-4, 6-8	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2014-082633 A (オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社)
08.05.2014(2014-05-08) 図2-3, 7-8
(ファミリーなし)

文献2 : JP 2008-131241 A (株式会社デンソー)
05.06.2008(2008-06-05) 図1, 段落[0020], [0027]
& US 2008/0116752 A1 Figure1, Paragraphs[0026], [0034]

文献3 : JP 2007-224595 A (松下電器産業株式会社)
06.09.2007(2007-09-06)
(ファミリーなし)

(請求項1、6)

文献1には、「直列に接続された2つのスイッチ素子を備えるスイッチ列が2組構成され、1つの前記スイッチ列である第1スイッチ列(文献1の「ハーフブリッジ回路HB0」が対応。)と他の前記スイッチ列である第2スイッチ列(文献1の「ハーフブリッジ回路HB1」が対応。)が互いに並列になっているHブリッジ回路(文献1の「ハーフブリッジ回路HB0」「ハーフブリッジ回路HB1」を含む構成が対応。)を複数備え、1つの前記Hブリッジ回路が備える前記第1スイッチ列の2つの前記スイッチ素子間と、当該Hブリッジ回路の前記第2スイッチ列の2つの前記スイッチ素子間とに接続されたアンテナエレメントである単独接続型アンテナエレメント(文献1の「アンテナANT1」が対応。)と、前記第1スイッチ列が備える2つの前記スイッチ素子間と、他の前記Hブリッジ回路(文献1の「ハーフブリッジ回路HB2」「ハーフブリッジ回路HB3」を含む構成が対応。)の第2スイッチ列(文献1の「ハーフブリッジ回路HB3」が対応。)が備える2つの前記スイッチ素子間とに接続されたアンテナエレメントである複合接続型アンテナエレメント(文献1の「アンテナANT3」が対応。)と、を備えるアンテナ装置。」が記載されている。

よって、請求項1、6に係る発明は、文献1に記載されているので、新規性及び進歩性を有しない。

(請求項2)

文献1には、「スイッチ状態A1とするとき、ハーフブリッジ回路HB0のスイッチ素子TRa0(ハーフブリッジ回路の電源につながれているスイッチ素子)とハーフブリッジ回路HB1のスイッチ素子TRb1(ハーフブリッジ回路のグラウンドにつながれているスイッチ素子)をオンにし、ハーフブリッジ回路HB0のスイッチ素子TRb0(ハーフブリッジ回路のグラウンドにつながれているスイッチ素子)とハーフブリッジ回路HB1のスイッチ素子TRa1(ハーフブリッジ回路の電源につながれているスイッチ素子)をオフにし、スイッチ状態B1とするとき、ハーフブリッジ回路HB0のスイッチ素子TRa0(ハーフブリッジ回路の電源につながれているスイッチ素子)とハーフブリッジ回路HB1のスイッチ素子TRb1(ハーフブリッジ回路のグラウンドにつながれているスイッチ素子)をオフにし、ハーフブリッジ回路HB0のスイッチ素子TRb0(ハーフブリッジ回路のグラウンドにつながれているスイッチ素子)とハーフブリッジ回路HB1のスイッチ素子TRa1(ハーフブリッジ回路の電源につながれているスイッチ素子)をオンにすることで、アンテナANT1にて双方向に交互に駆動電流を流すように制御する方法。」記載されている。

そして、文献1において、「スイッチ状態A1」「スイッチ状態B1」をそれぞれ、「ハイ信号」「ロー信号」と対応付けて、請求項2に係る発明とすることは、当業者の通常の創作能力の発揮をもって適宜なし得たことにすぎない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

よって、請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

(請求項3-4、8)

上記に加えて、文献1の図7-8には、アンテナANT3を駆動するための、スイッチングについて記載されている。

よって、請求項3-4、8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

(請求項7)

文献2には、Hブリッジ回路の断線検出回路が記載されている。

文献1-2は、車に搭載されるアンテナ回路に関するものであり、文献2に記載された断線検出する構成を、文献1に記載された発明の動作可能な任意な部分に追加することに格別な技術的困難性は認められず、そのような構成とすることは、当業者の通常の創作能力の発揮をもって適宜なし得たことにすぎない。

よって、請求項7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2より進歩性を有しない。

(請求項5)

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、当業者といえども容易に想到し得たことでもないから、新規性・進歩性を有する。